

(案)

沖縄県教職員住宅管理業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と _____
_ (以下「乙」という。) とは、沖縄県教職員住宅 (以下「教職員住宅」という。) の
管理に関する業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(業務の委託)

第1条 甲は、沖縄県公舎管理規則 (昭和58年沖縄県規則第22号) 及び沖縄県教職員住宅貸付規程等の関係規則、規程に定める教職員住宅等の管理に関する業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 委託業務は、別添「沖縄県教職員住宅管理業務委託仕様書」のとおりとする。

(履行期間)

第2条 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は _____ 円とする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円)

2 前項の委託料の内訳は、次のとおりとし、維持補修業務費から管理業務費への流用はできない。

(1) 管理業務費 金 _____ 円

(2) 維持補修業務費 金 33,984,000 円

3 前項の委託料は、毎月精算払いするものとし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。

4 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

5 甲が自己の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規程に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(契約保証金)

第4条 乙は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を県に納付すること。ただし、同条第2項に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除するものとする。

(委託料の額の変更)

第5条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又

は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務報告書の提出)

第7条 乙は毎月10日以内に、次に掲げる事項を記載した業務管理報告書(様式1)を甲に提出しなければならない。

- (1) 実施した業務内容及び実績
- (2) 委託料の執行状況

2 乙は、事業年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書(様式2)を甲に提出しなければならない。

- (1) 教職員住宅等の管理に関する業務の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況

(文書の管理・保存)

第8条 乙は、委託業務を処理するに当たり作成し又は取得した文書等を適正に管理し当該年度経過後5年間これを保存しなければならない。

(履行遅滞)

第9条 甲は、乙が履行期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の委託料の額に対し年2.5パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、委託料支払のときに控除し、その額が委託料支払額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(損害の賠償)

第10条 乙は、委託業務を行うに当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは甲は乙に対して求償権を有するものである。

(賠償金等の徴収)

第11条 乙がこの契約に基づく賠償金又は損害金を支払わなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納

付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額を徴収することができるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、委託業務を行うに当たり、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、乙は、乙の従業員についてもこれを遵守させるものとする。また、本契約の解約及び契約期間満了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲から引き渡され又は自ら作成し若しくは取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査報告等)

第14条 甲は、乙に対し、委託業務について随時に調査を行わせ、必要な報告を求めるとともに、業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、前項の指示による調査に際し、現に使用している教職員住宅に立ち入るときはあらかじめ当該教職員住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定により調査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

(管理業務の引継)

第15条 乙は、契約期間の満了又はその他の理由により管理を終了する際には、新たな管理業務受託者が行う管理運営業務に支障が生じないよう円滑に、かつ、誠実に引継ぎを行わなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務の全部又は一部についてこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める条項に違反し、又はこの契約に基づく甲の指示に従わない場合
 - (2) 乙がこの契約の履行に際し、不正の行為があった場合
 - (3) 住宅等を譲渡し、又は住宅等の滅失等により、住宅等を供する必要がなくなった場合
 - (4) この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合
- 2 前項第1号又は2号の規定より契約を解除した場合において、甲は、支払った経費の全額又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又

は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第3項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（合意管轄）

第19条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、那覇簡易裁判所又は那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第20条 この契約に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

令和__8__年__月__日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

【別記】 個人情報取扱特記事項

第1 趣旨

この事項は、乙が本契約による管理業務を行うにあたり、甲から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。））の重要性を認識し、本契約による業務を実施するにあつて個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、本契約による管理業務を行うにあたり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

第4 収集の制限

乙は、本契約による管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、本契約の目的以外の目的（建物の賃貸、仲介業務等）のために保有個人情報を自ら利用し、又は甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、本契約による管理業務を行うにあたり甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7 適切な管理

乙は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏えい時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8 再委託の禁止

- 1 乙は、本契約による管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。
- 2 甲の承諾は、乙と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本契約による乙の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

第9 資料等の返還等

乙は、保有個人情報が記録された資料等について、この契約の満了後、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 従事者への周知

- 1 乙は、本契約による管理業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も保有個人情報を他に漏らしてはならないこと、目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第66条又は第67条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知しなければならない。
- 2 乙は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかななければならない。

第11 実地調査

甲は、乙が本契約による管理業務を行うにあたり取扱っている個人情報の管理の状況について、適切な措置が講じられているか確認するため、実地調査するものとする。

第12 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。